

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LWK1M200810		6MMX1AK2041 0001				41				
品名 または 件名										
ボイラー洗缶整備役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST								4	
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊南恵庭駐屯地				管理科営繕班 阿部技官（内329）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
陸上自衛隊南恵庭駐屯地				令和8年10月30日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第 7 項(2)の適用する契約条項等を確認すること。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月17日（月）10時30分 南恵庭駐屯地 会計隊契約班

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 全省庁統一資格申請において、第 2 項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格有する者。
 - ウ 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地用標準契約書
- ア 契約条項
役務請負契約条項
 - イ 特約条項
 - (ア) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (イ) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
 - イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。）
- (4) 入札の無効
- ア 第 2 項及び第 7 項第 1 号で示す競争に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
 - イ 入札金額、入札者氏名が判別しがたい入札

- ウ 電報又はFAXによる入札
 - エ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
 - カ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約書の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (6) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (7) 郵便入札
郵便による入札を行う場合、封筒に「〇〇（入札件名）入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書（写し）を別に同封のうえ書留郵便（簡易書留可）にて令和8年8月14日（金）17時00分までに陸上自衛隊南恵庭駐屯地第323会計隊南恵庭派遣隊へ必着とする。その際、下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- (8) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
エ 入札者は、次の文面を入札書の下部余白に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ、入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」
オ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
カ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (9) 担当部署
ア 入札手続に関する事項
061-1411
北海道恵庭市恵南63番地
陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊 担当：坂口
TEL 0123-32-3101（内線352）
FAX 0123-33-1488（直通）
イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊南恵庭駐屯地業務隊管理科 担当：阿部（内線329）
- (10) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊
北部方面会計隊ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
イ 掲示期間：令和8年7月29日（水）～令和8年8月17日（月）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWK1M200810											
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
											使用期限等	引 渡 場 所	
	品 名 部品番号 または 規格											搬 入 場 所	検 査
	使用器材名							仕様書番号			グループ	納 期	包装
1	6MMX1AK2041	0001			ST	1.00							
	ボイラー洗缶整備役務												
	仕様書のとおり												
								41					
				- 以 下 余 白 -									

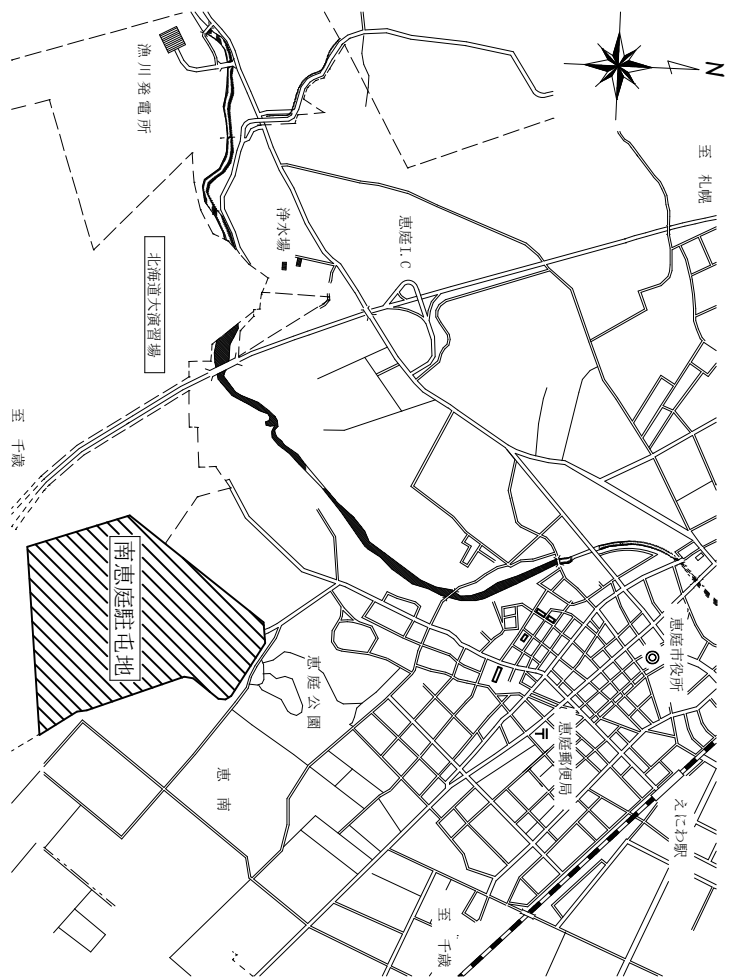
米下ニ一洗出整備役務

役務件名	ボーラー洗缶整備役務				図面番号	1 / 3
種 別	表 紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	ホケノ係長	設 計	
了	了	了	了	了	阿部	
陸上自衛隊南恵庭駐屯地	令和 8 年 7 月 2 3 日					

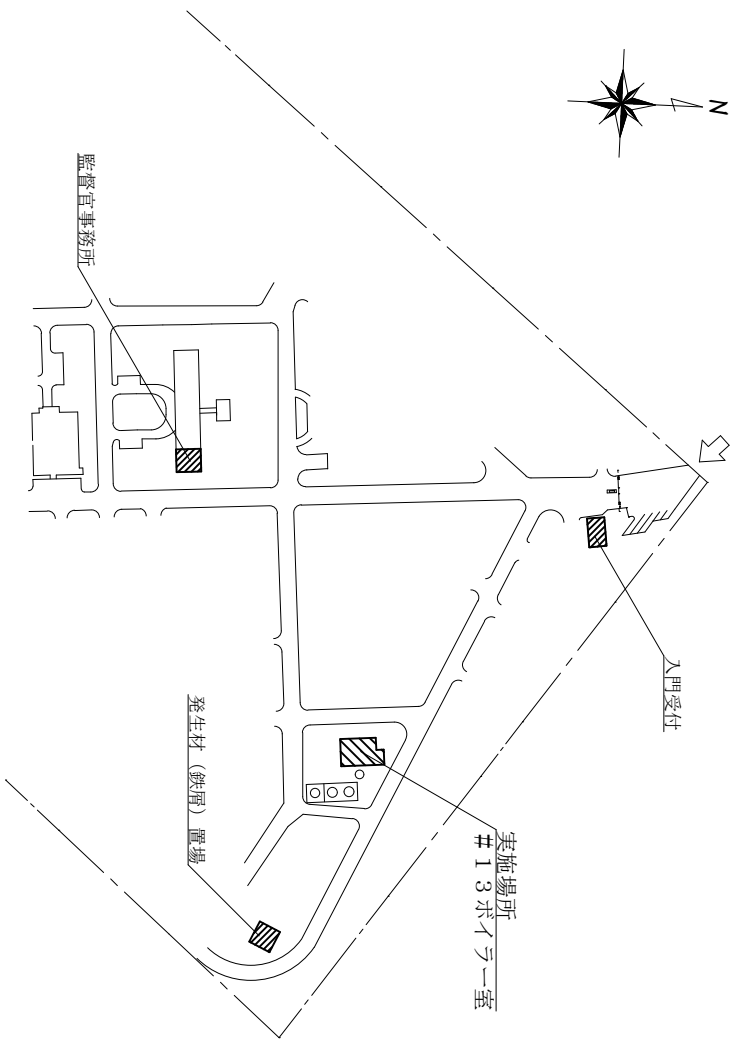
特 記 仕 様 書																			
1 役務件名：ボイラー洗缶整備役務																			
2 役務場所：北海道恵庭市恵南63番地 陸上自衛隊南恵庭駐屯地																			
3 役務概要： 炉筒煙管ボイラー洗缶整備役務 一式																			
4 特記仕様																			
章 項 目	特 記 事 項																		
1 総 則	本役務は、本仕様書及び「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」、メーカー仕様に基づき実施する。																		
2 疑義及び軽微な変更	仕様書と現状に相違等がある場合や明示のない場合、又は疑義が生じた場合にはその都度監督官と協議し、その指示により作業を行う。ただし、請負金額等の変更は行わない。																		
3 現場管理	(1) 本役務には、業務責任者を常駐させ労務者の監督及び役務の調整を密にする。 (2) 本役務現場は、常に諸材料その他の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (3) 危険性のある場所には、危険標示等の処置を行う。 (4) 役務現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは厳禁とする。 (5) その他、官側の規則等に従う。 (6) 役務中に施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に通報すると共に、請負業者の責任において復旧する。																		
4 役 務 書 類	本役務に必要な書類の手続き等は、監督官の指示に従い遅滞なく行う。																		
5 役 務 写 真	国土交通省「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理のうえ提出する。 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th>撮影写真記載項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="2">・営繕工事撮影要領（別添）による</td><td>①工事名 ②場所 ③工事工種 ④撮影部位</td><td>国土交通省によるデジタ爾工事写真の小黒板情報電子化については使用可能とする。</td></tr><tr><td colspan="2">・材料写真（雑資材除く）</td><td>⑤寸法、規格、表示マーク</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・発生材写真（集積状況含む）</td><td>⑥その他</td><td></td></tr></table>			分 類		撮影写真記載項目	備 考	・営繕工事撮影要領（別添）による		①工事名 ②場所 ③工事工種 ④撮影部位	国土交通省によるデジタ爾工事写真の小黒板情報電子化については使用可能とする。	・材料写真（雑資材除く）		⑤寸法、規格、表示マーク		・発生材写真（集積状況含む）		⑥その他	
分 類		撮影写真記載項目	備 考																
・営繕工事撮影要領（別添）による		①工事名 ②場所 ③工事工種 ④撮影部位	国土交通省によるデジタ爾工事写真の小黒板情報電子化については使用可能とする。																
・材料写真（雑資材除く）		⑤寸法、規格、表示マーク																	
・発生材写真（集積状況含む）		⑥その他																	
6 後 片 付 け	本役務終了後、役務現場の後片付け及び清掃を行う。																		
7 現 地 確 認 完了検査	請負業者は、業務責任者を下請負業者へ委託する場合は、作業着手前の現地確認（打合せ）、完了検査については必ず立合うこと。																		
1 ボイラー規格	洗缶整備するボイラーは次の規格による。 (1) 型式 I H I 汎用ボイラ K M H - 1 2 A （2号缶） 伝熱面積 7 1 . 5 9 m ² （炉筒煙管式） (2) 伝熱面積 I H I 汎用ボイラ K M H - 0 6 A （3号缶） 伝熱面積 3 8 . 8 0 m ² （炉筒煙管式）																		
2 整 備 項 目	(1) 本体内部及び煙管清掃点検（清掃方法はブラッシング及びサンダー仕上げとする。） (2) 点検穴及び水室解放清掃点検（清掃方法はブラッシング及びサンダー仕上げとする。） (3) 炉筒内及び前後煙室清掃点検 (4) 煙管、スレー管内内部清掃及び耐火材点検（清掃方法はブラッシング及びチェーンブリーナで行う。） (5) 給水内管取り外し清掃点検 (6) 水位電極保持器の取替及び水位制御電極棒の点検 (7) 低水位検出装置の缶水・蒸気側連絡管の清掃 (8) 水面計上部及び下部の清掃 (9) 水面計分解清掃及び水面計ガラス交換 (10) 給水チャッキ弁分解点検 (11) 低水位フロートスイツチ内部清掃及びフロート清掃点検 (12) 安全弁分解、弁座摺り合せ及び缶底フロートの分解清掃 (13) 検査対象弁類分解整備（安全弁、主蒸気弁、給水弁、給水逆止弁及びフロート弁）																		

章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																												
3 交 換 部 品	(14) 圧カススイッチの蒸気漏れ有無の点検 (15) 火炎検出器及びパイロットバーナーの点検清掃 (16) 燃焼装置機構の点検 (17) 安全弁吹き出しテスト（吹き出し、吹き止り圧力） (18) 各安全装置の点検 (19) 燃焼状態異常の有無確認 (20) 酸素濃度測定の実施・測定結果の記録 (1) 交換部品は下表による。 <table><tr><th colspan="2">品 名</th><th colspan="2">規 格</th><th colspan="2">数 量</th></tr><tr><td colspan="2">ペンホールパッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 7 5 0 7 6</td><td>2号缶</td><td>1 枚</td></tr><tr><td colspan="2">セラミックロープ</td><td>I H I</td><td>2 6 3 3 8 8 6</td><td>1 本</td><td>1 本</td></tr><tr><td colspan="2">水位電極保持器</td><td>I H I</td><td>7 7 3 1 0 2 1</td><td>4 本</td><td>4 本</td></tr><tr><td colspan="2">反射ゲージガラス（シートパッキン付）</td><td>I H I</td><td>4 9 4 2 0 9 5</td><td>2 本</td><td>2 本</td></tr><tr><td colspan="2">水面計グランドパッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 4 2 2 1 0</td><td>4 枚</td><td>4 枚</td></tr><tr><td colspan="2">水面計スリーゾパッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 4 2 0 9 3</td><td>6 枚</td><td>6 枚</td></tr><tr><td colspan="2">水面計銅パッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 4 3 1 1 0</td><td>2 枚</td><td>2 枚</td></tr><tr><td colspan="2">水面計銅パッキン</td><td>I H I</td><td>4 3 4 3 1 0 7</td><td>3 枚</td><td>3 枚</td></tr><tr><td colspan="2">フロート用バルブグリンズ</td><td>I H I</td><td>4 9 6 2 0 9 9</td><td>2 枚</td><td>2 枚</td></tr><tr><td colspan="2">ラシタンゾッシュュ</td><td>I H I</td><td>4 9 6 2 1 1 2</td><td>1 個</td><td>1 個</td></tr><tr><td colspan="2">フロート用ワッシャ</td><td>I H I</td><td>4 9 6 2 1 1 3</td><td>1 枚</td><td>1 枚</td></tr><tr><td colspan="2">給水逆止弁用テフロンパッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 6 3 0 4 1</td><td>2 枚</td><td>――</td></tr><tr><td colspan="2">給水逆止弁用オリング</td><td>I H I</td><td>4 9 6 3 0 4 3</td><td>2 枚</td><td>――</td></tr><tr><td colspan="2">給水逆止弁用テフロンパッキン</td><td>I H I</td><td>4 9 6 3 0 3 1</td><td>――</td><td>2 枚</td></tr><tr><td colspan="2">給水逆止弁用オリング</td><td>I H I</td><td>4 9 6 3 0 3 3</td><td>――</td><td>2 枚</td></tr><tr><td colspan="2">ノズルチップ</td><td>I H I</td><td>6 2 7 2 1 1 3</td><td>――</td><td>1 個</td></tr><tr><td colspan="2">ノズルチップ</td><td>I H I</td><td>6 2 7 2 1 1 6</td><td>――</td><td>1 個</td></tr><tr><td colspan="2">カットオフ弁</td><td>I H I</td><td>6 2 7 1 0 0 0</td><td>――</td><td>1 個</td></tr></table> (2) 交換に要する部材は下記による他、必要な物を請負業者において用意すること。 なお、同等品であれば、他社（国内メーカー）の製品でも良い。 <table><tr><th colspan="2">品 名</th><th colspan="2">規 格</th><th colspan="2">数 量</th></tr><tr><td colspan="2">15A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">20枚</td></tr><tr><td colspan="2">20A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">20枚</td></tr><tr><td colspan="2">25A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">50枚</td></tr><tr><td colspan="2">40A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">30枚</td></tr><tr><td colspan="2">100A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">15枚</td></tr><tr><td colspan="2">125A×1.5t R F</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">6枚</td></tr></table> ブラックハイバークセット 日本バルカー G F 3 0 0 G J I S - 1 0 K	品 名		規 格		数 量		ペンホールパッキン		I H I	4 9 7 5 0 7 6	2号缶	1 枚	セラミックロープ		I H I	2 6 3 3 8 8 6	1 本	1 本	水位電極保持器		I H I	7 7 3 1 0 2 1	4 本	4 本	反射ゲージガラス（シートパッキン付）		I H I	4 9 4 2 0 9 5	2 本	2 本	水面計グランドパッキン		I H I	4 9 4 2 2 1 0	4 枚	4 枚	水面計スリーゾパッキン		I H I	4 9 4 2 0 9 3	6 枚	6 枚	水面計銅パッキン		I H I	4 9 4 3 1 1 0	2 枚	2 枚	水面計銅パッキン		I H I	4 3 4 3 1 0 7	3 枚	3 枚	フロート用バルブグリンズ		I H I	4 9 6 2 0 9 9	2 枚	2 枚	ラシタンゾッシュュ		I H I	4 9 6 2 1 1 2	1 個	1 個	フロート用ワッシャ		I H I	4 9 6 2 1 1 3	1 枚	1 枚	給水逆止弁用テフロンパッキン		I H I	4 9 6 3 0 4 1	2 枚	――	給水逆止弁用オリング		I H I	4 9 6 3 0 4 3	2 枚	――	給水逆止弁用テフロンパッキン		I H I	4 9 6 3 0 3 1	――	2 枚	給水逆止弁用オリング		I H I	4 9 6 3 0 3 3	――	2 枚	ノズルチップ		I H I	6 2 7 2 1 1 3	――	1 個	ノズルチップ		I H I	6 2 7 2 1 1 6	――	1 個	カットオフ弁		I H I	6 2 7 1 0 0 0	――	1 個	品 名		規 格		数 量		15A×1.5t R F				20枚		20A×1.5t R F				20枚		25A×1.5t R F				50枚		40A×1.5t R F				30枚		100A×1.5t R F				15枚		125A×1.5t R F				6枚	
品 名		規 格		数 量																																																																																																																																																									
ペンホールパッキン		I H I	4 9 7 5 0 7 6	2号缶	1 枚																																																																																																																																																								
セラミックロープ		I H I	2 6 3 3 8 8 6	1 本	1 本																																																																																																																																																								
水位電極保持器		I H I	7 7 3 1 0 2 1	4 本	4 本																																																																																																																																																								
反射ゲージガラス（シートパッキン付）		I H I	4 9 4 2 0 9 5	2 本	2 本																																																																																																																																																								
水面計グランドパッキン		I H I	4 9 4 2 2 1 0	4 枚	4 枚																																																																																																																																																								
水面計スリーゾパッキン		I H I	4 9 4 2 0 9 3	6 枚	6 枚																																																																																																																																																								
水面計銅パッキン		I H I	4 9 4 3 1 1 0	2 枚	2 枚																																																																																																																																																								
水面計銅パッキン		I H I	4 3 4 3 1 0 7	3 枚	3 枚																																																																																																																																																								
フロート用バルブグリンズ		I H I	4 9 6 2 0 9 9	2 枚	2 枚																																																																																																																																																								
ラシタンゾッシュュ		I H I	4 9 6 2 1 1 2	1 個	1 個																																																																																																																																																								
フロート用ワッシャ		I H I	4 9 6 2 1 1 3	1 枚	1 枚																																																																																																																																																								
給水逆止弁用テフロンパッキン		I H I	4 9 6 3 0 4 1	2 枚	――																																																																																																																																																								
給水逆止弁用オリング		I H I	4 9 6 3 0 4 3	2 枚	――																																																																																																																																																								
給水逆止弁用テフロンパッキン		I H I	4 9 6 3 0 3 1	――	2 枚																																																																																																																																																								
給水逆止弁用オリング		I H I	4 9 6 3 0 3 3	――	2 枚																																																																																																																																																								
ノズルチップ		I H I	6 2 7 2 1 1 3	――	1 個																																																																																																																																																								
ノズルチップ		I H I	6 2 7 2 1 1 6	――	1 個																																																																																																																																																								
カットオフ弁		I H I	6 2 7 1 0 0 0	――	1 個																																																																																																																																																								
品 名		規 格		数 量																																																																																																																																																									
15A×1.5t R F				20枚																																																																																																																																																									
20A×1.5t R F				20枚																																																																																																																																																									
25A×1.5t R F				50枚																																																																																																																																																									
40A×1.5t R F				30枚																																																																																																																																																									
100A×1.5t R F				15枚																																																																																																																																																									
125A×1.5t R F				6枚																																																																																																																																																									
4 性 能 検 査	(1) 洗缶整備後、官側の指定する検査官により、ボイラー性能検査を受検する。 (2) 性能検査予定日 令和8年9月15日（火） (3) ボイラー性能検査は、官側及び請負業者の立会のうえ実施する。																																																																																																																																																												
5 そ の 他	(1) 本役務実施者は、ボイラー整備士資格を有しかつボイラー洗缶整備に必要な高度技術を有する者とする。 (2) 洗缶整備・組立は、ボイラー性能検査に合わせて実施する。 (3) 洗缶整備に必要な交換部品及び消耗品等は、請負業者の負担とし、すべて新品を使用する。 (4) ボイラー性能検査時に指摘事項があった場合は、指摘事項の改善後に組立を実施する。但し、改善に必要な材料が本役務に含まれない場合は、官側と調整すること。																																																																																																																																																												

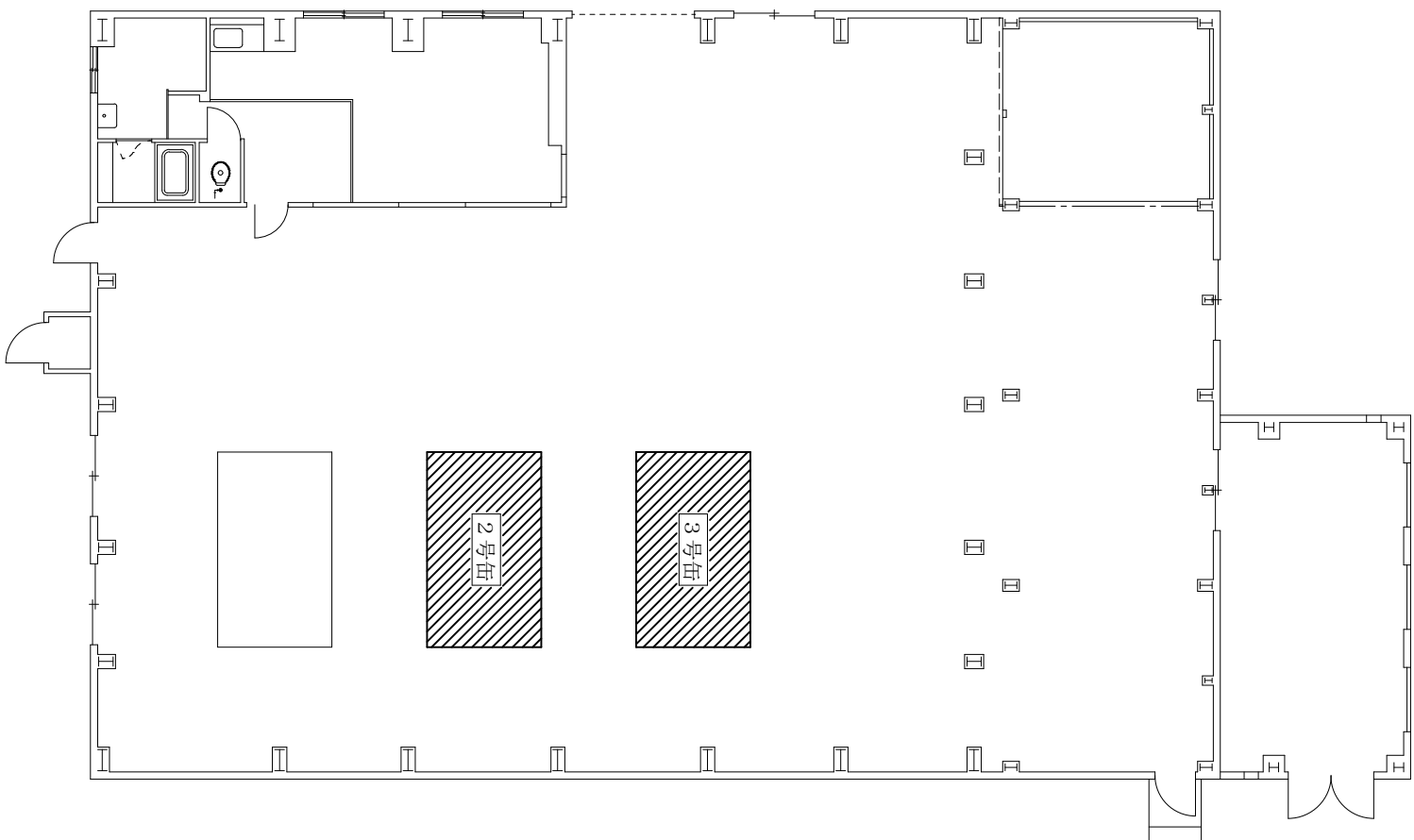
役務件名	ボイラー洗缶整備役務	図面番号	2 / 3
種 別	特記仕様書	縮尺	―
陸上自衛隊南恵庭駐屯地		令和 8 年 7 月 2 3 日	



案内図 S=1/50,000



配置図 S=1/5,000



13 ボーラー室平面図 S=1:150

役務件名	ボーラー洗缶整備役務		図面番号	3 / 3
種 別	案内図・配置図・平面図		縮尺	図示
陸上自衛隊南恵庭駐屯地			令和 8 年 7 月 23 日	

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

1 市場価格調査

契約実施計画番号	6LWK1M200810							
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄	納 地		
品 名					使用期限等	引 渡 場 所		指定
部品番号 または 規格						搬 入 場 所		検査
使用器材名			仕様書番号		グループ	納 期		包装
6MMX1AK2041 0001			ST	1.00		陸上自衛隊南恵庭駐屯地		
ボイラー洗缶整備役務						管理科営繕班 阿部技官（内329）		
仕様書のとおり						陸上自衛隊南恵庭駐屯地		4
			41			令和8年10月30日（金）		

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和8年8月7日（金） 15時00分

3 市場価格調査提出場所

第323会計隊南恵庭派遣隊

4 備考

別添の品目別内訳書に税抜き単価及び金額の記載をお願いいたします。
（FAX等による提出可）

【提出先及び問い合わせ先】
〒061-1411
恵庭市恵南63番地
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊 契約班（担当：坂口）
TEL：0123-32-3101（内線352）
FAX：0123-33-1488（直通）